

(別表1)

事業継続力強化支援計画

1. 事業継続力強化支援事業の目標【別表1】

I 現状

春日部市の概況・交通

春日部市（以下、当市）は、首都圏から35km圏、関東平野のほぼ中央、埼玉県東部に位置している。北は杉戸町・宮代町、南は越谷市・松伏町、西はさいたま市・白岡市、東は江戸川を挟んで千葉県野田市の4市3町と接している。その市域は、南北約12km、東西約11km、面積は66km²であり、市域の南北方向には、東武スカイツリーラインと旧日光街道である国道4号と国道4号バイパスが縦断し、東西には東武アーバンパークラインと国道16号が横断している。また、東京外郭環状道路と首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジの間に位置していることから、交通の利便性を背景に豊野工業団地、南栄町工業団地が立地し工業集積が図られている。

※平成17年10月1日に旧庄和町と合併し、本市の面積は66.00km²となる。このうち春日部商工会議所地区は37.85km²、庄和商工会地区は28.15km²となっている。



出典：春日部市『春日部市10年のあゆみ』

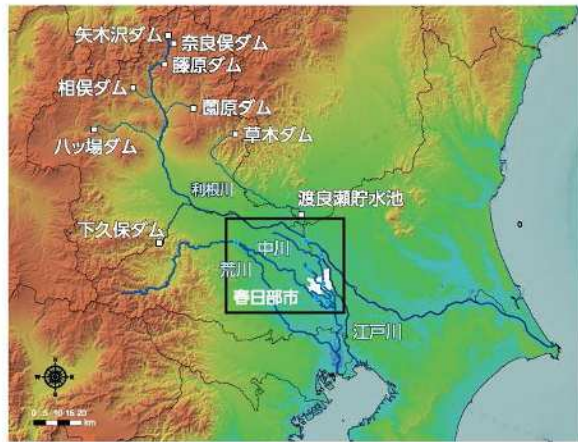
当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、春日部市災害ハザードマップ（令和3年3月）を基に現状分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

《水害》

春日部市に影響を及ぼす河川は、国が管理する利根川、江戸川、荒川の3河川と、県が管理する大落古利根川、新方川、中川、元荒川の4河川である。特に関東北部を流れる利根川は日本でも流域面積が広く、大雨時には山や小さな河川から大量の水が流れ込むため、短時間で水位が上昇し、洪水が発生する可能性がある。

春日部市に影響を及ぼす河川の位置図



出典:地理院タイル(色別標高図)海域部は海上保安庁海洋情報部の資料を使用して作成



【春日部市災害ハザードマップ】

浸水想定区域 (想定最大規模)

利根川①【庄和・幸松】

図 1 参照

利根川②【内牧・幸松・豊春・粕壁】

図 2 参照

利根川③【幸松・庄和・粕壁・豊野】

図 3 参照

利根川④【豊春・粕壁・武里】

図 4 参照

利根川⑤【武里・豊野・庄和】

図 5 参照

江戸川①【庄和・幸松】

図 6 参照

江戸川②【内牧・幸松・豊春・粕壁】

図 7 参照

江戸川③【幸松・庄和・粕壁・豊野】

図 8 参照

江戸川④【豊春・粕壁・武里】

図 9 参照

江戸川⑤【武里・豊野・庄和】

図 10 参照

A：荒川【春日部市全域】

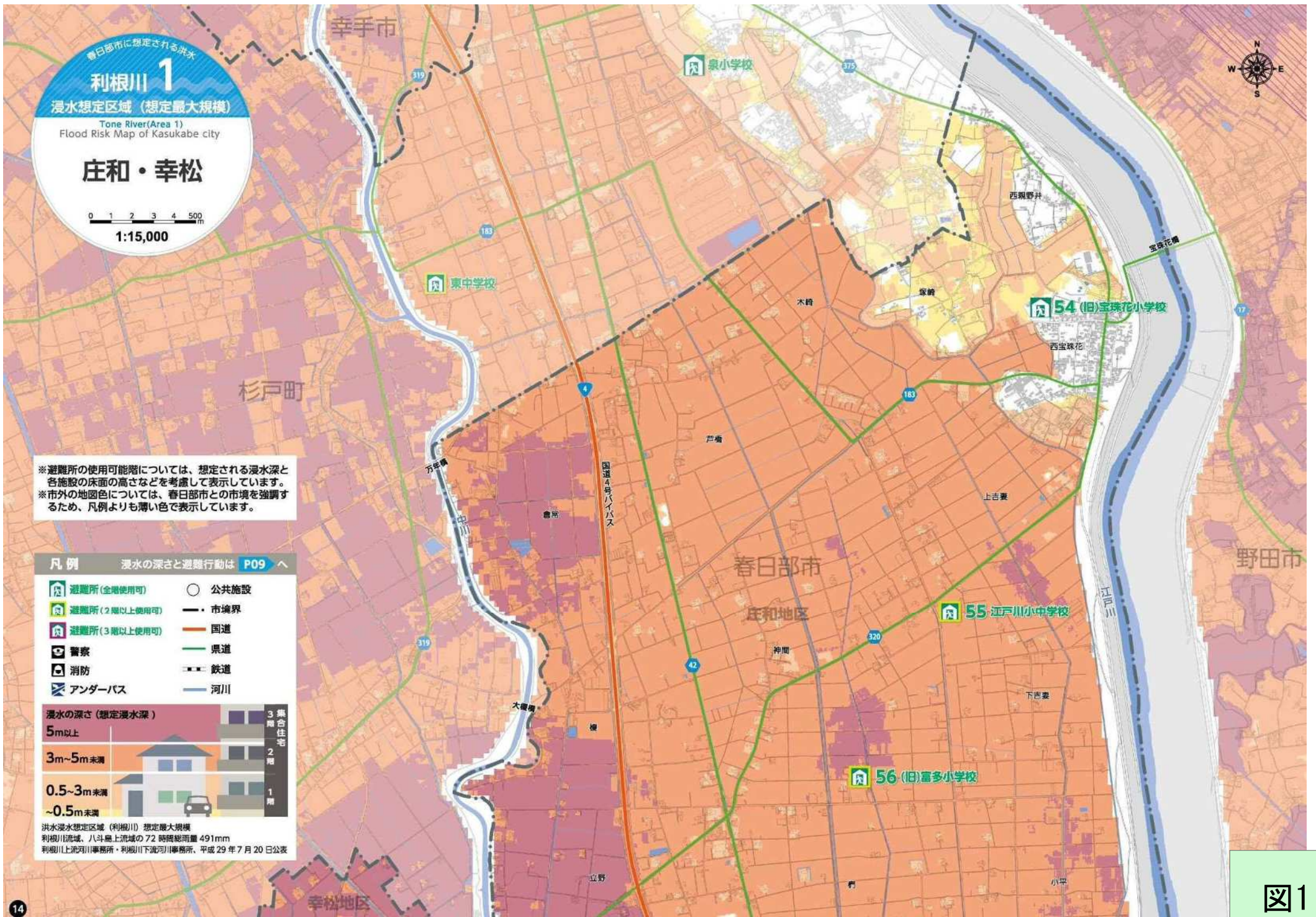


図1

※避難所の使用可能階については、想定される浸水深と各施設の床面の高さなどを考慮して表示しています。
 ※市外の地図色については、春日部市との市境を強調するため、凡例よりも薄い色で表示しています。

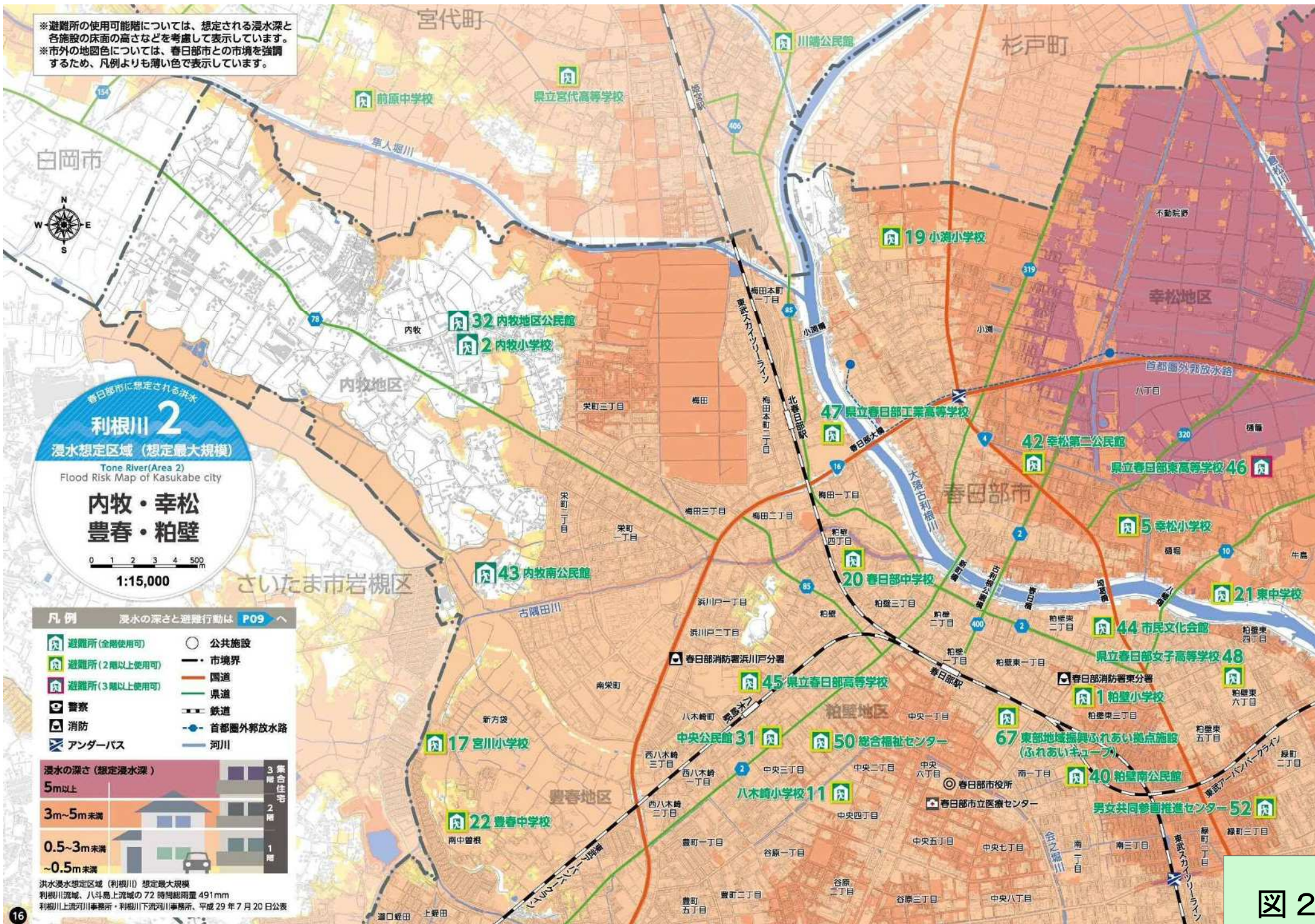


図 2

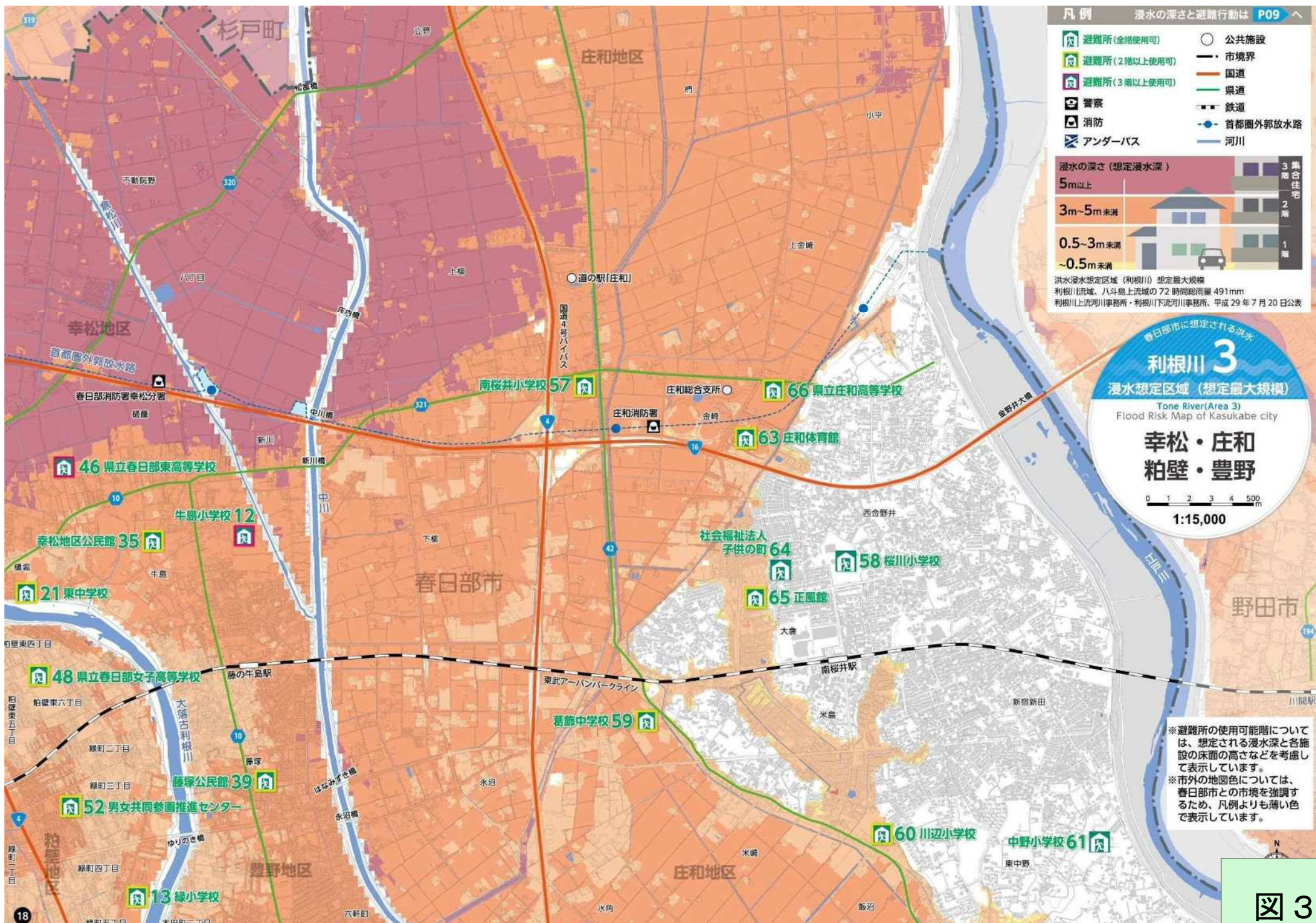


図 3

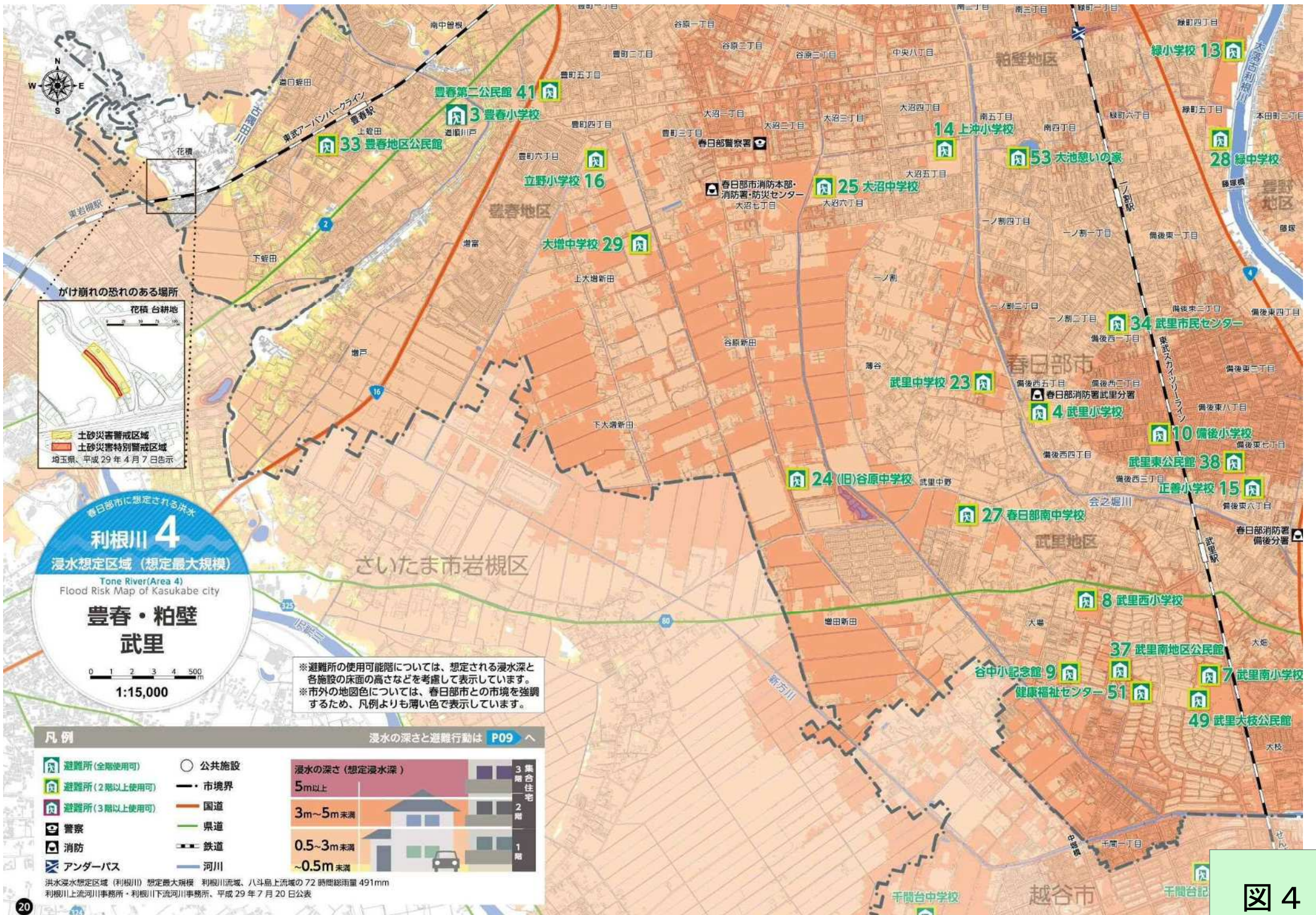


図 4

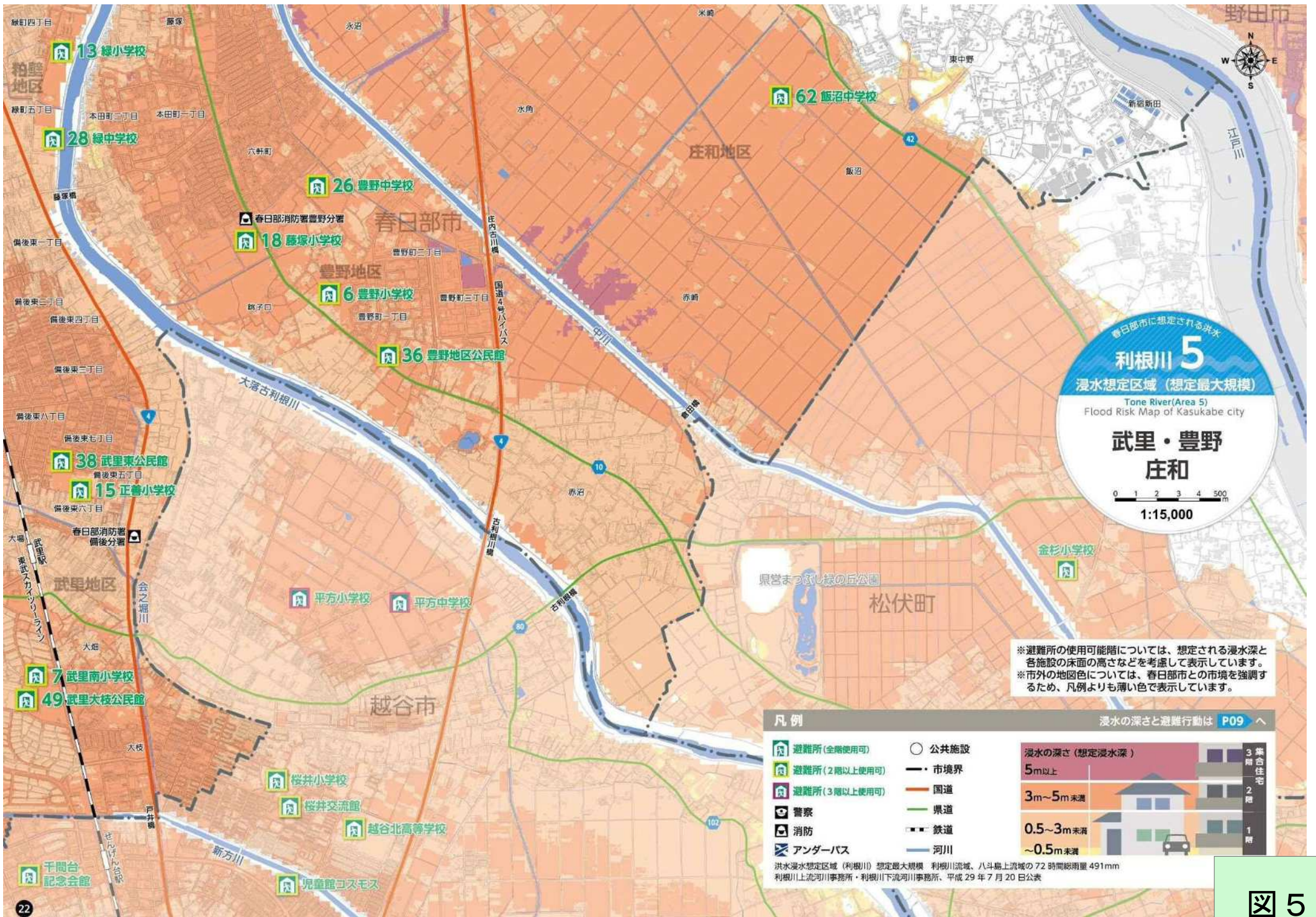


図 5

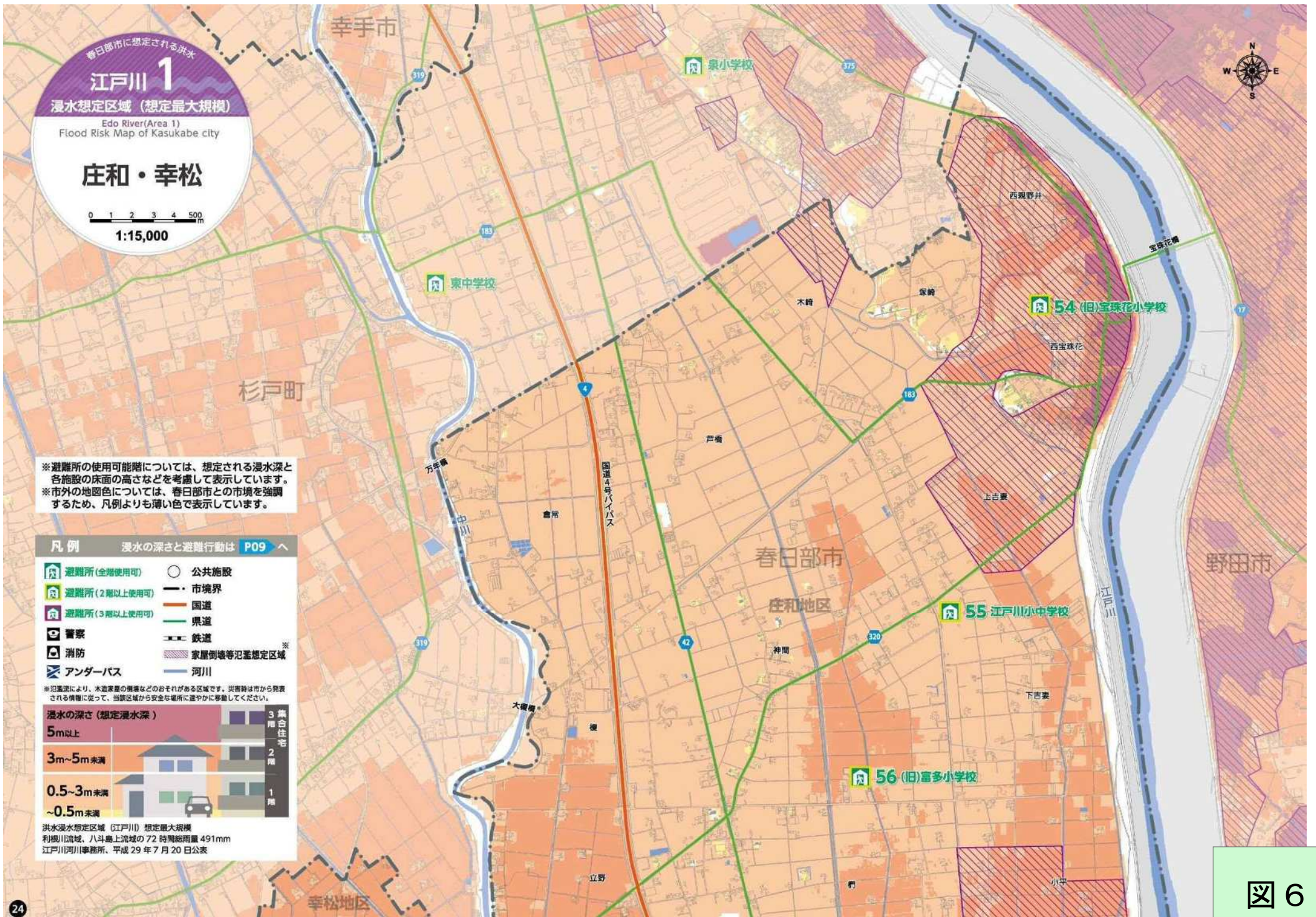
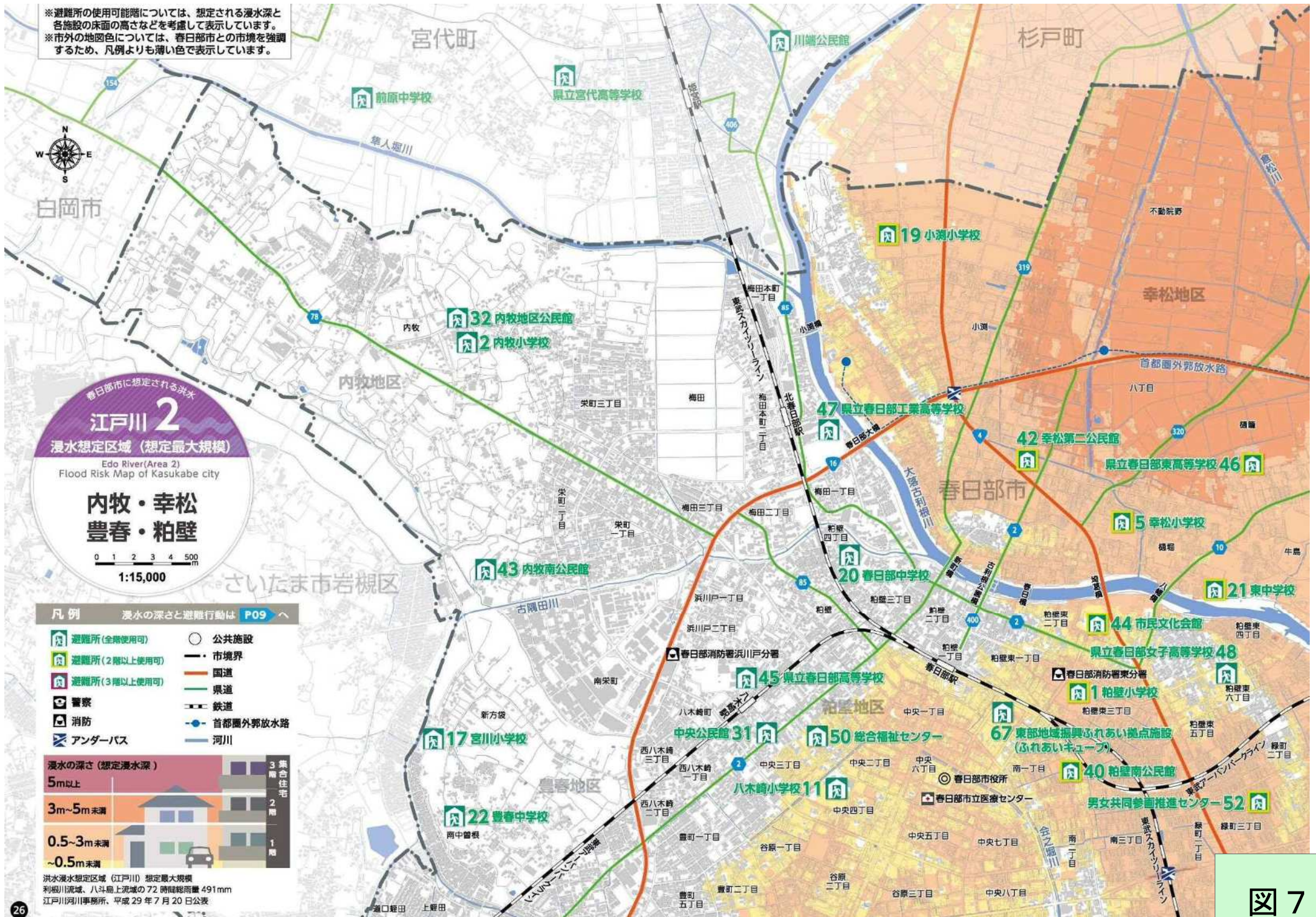


図 6

※避難所の使用可能階については、想定される浸水深と各施設の床面の高さなどを考慮して表示しています。
 ※市外の地図色については、春日部市との市境を強調するため、凡例よりも薄い色で表示しています。



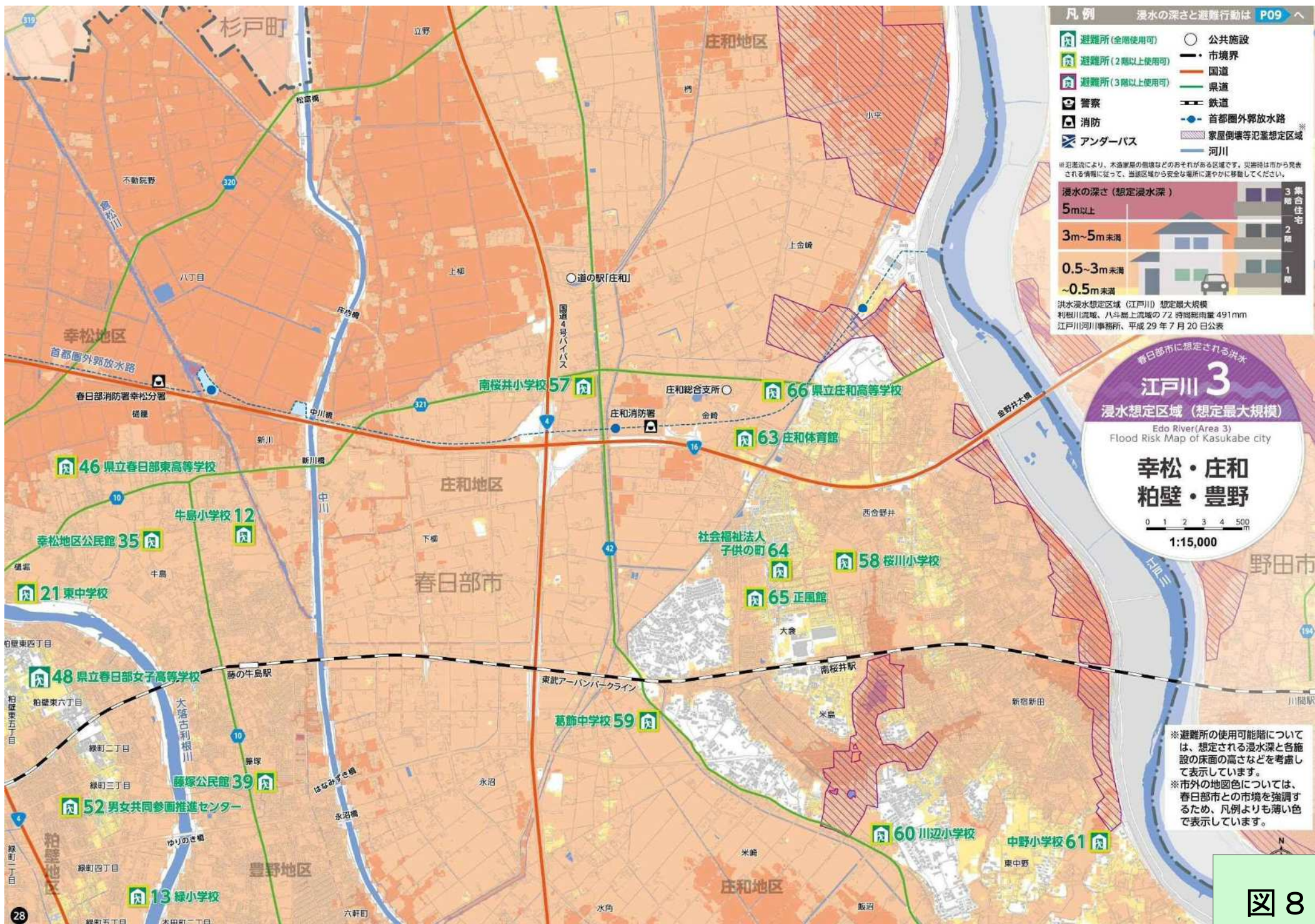


図 8

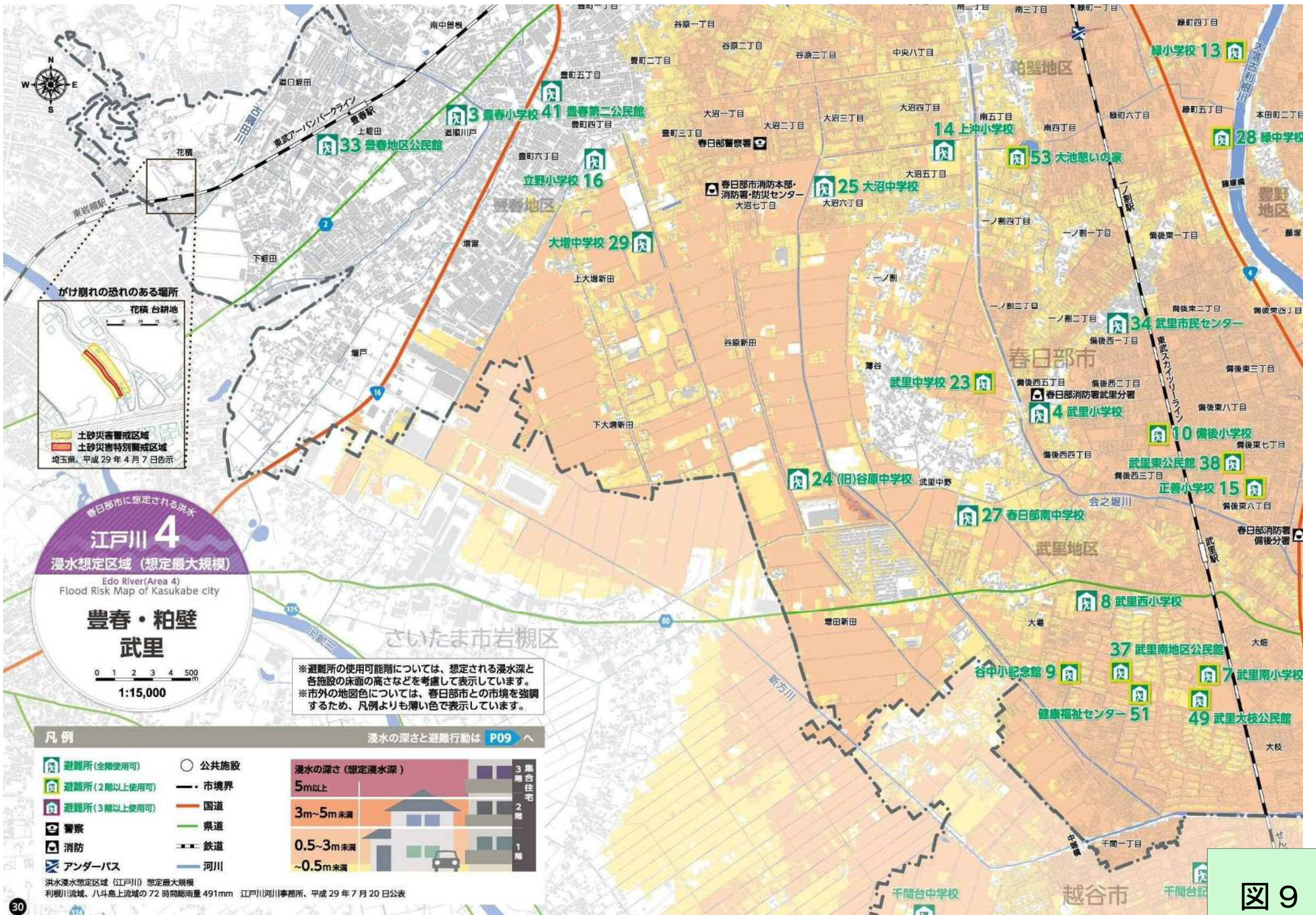
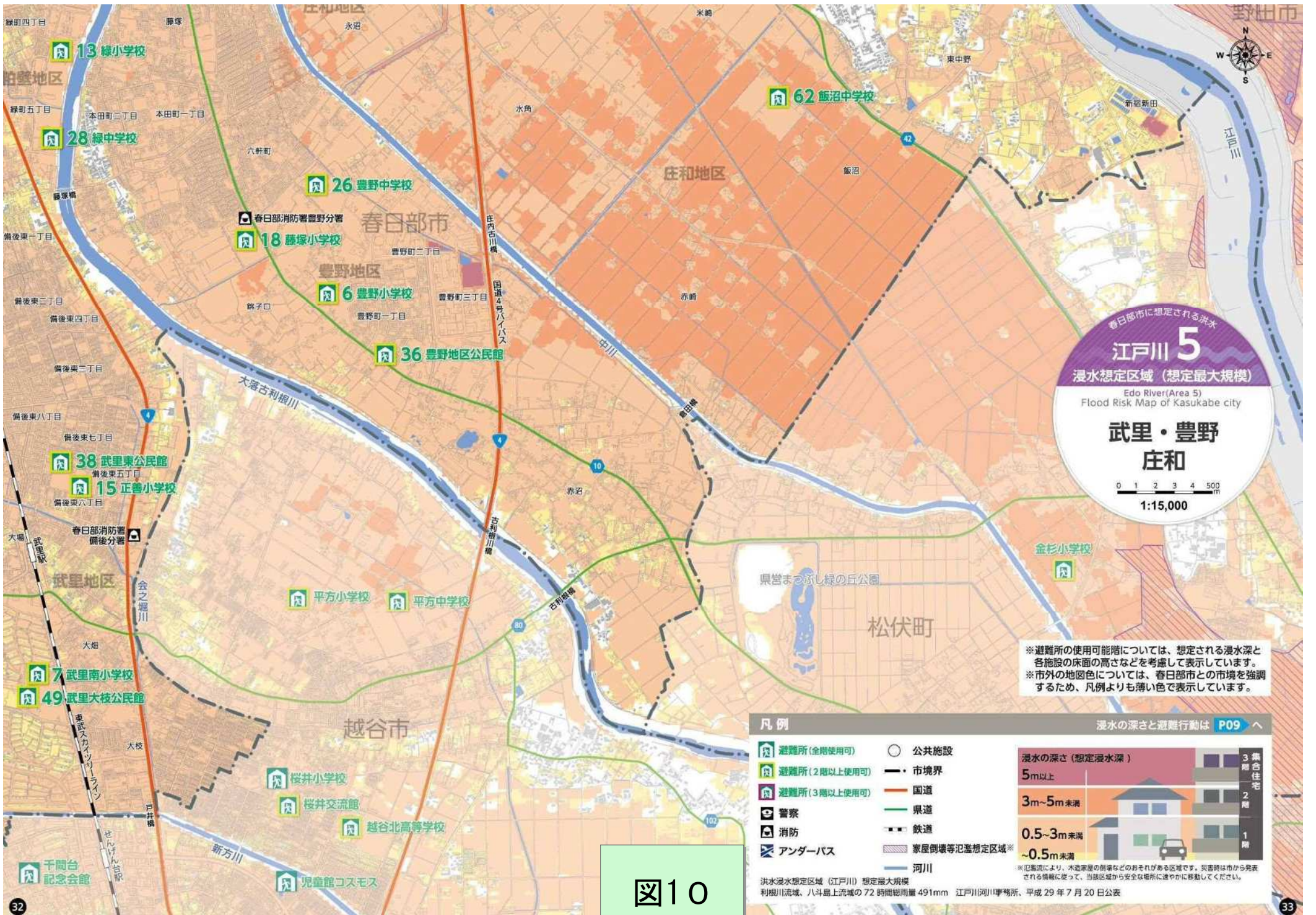


図 9



春日部市に想定される洪水
江戸川 5
 浸水想定区域 (想定最大規模)
 Edo River (Area 5)
 Flood Risk Map of Kasukabe city
**武里・豊野
 庄和**
 0 1 2 3 4 500 m
 1:15,000

※避難所の使用可能階については、想定される浸水深と各施設の床面の高さなどを考慮して表示しています。
 ※市外の地図色については、春日部市との市境を強調するため、凡例よりも薄い色で表示しています。

凡例

避難所 (全階使用可)	公共施設
避難所 (2階以上使用可)	市境界
避難所 (3階以上使用可)	国道
警察	県道
消防	鉄道
アンダーパス	家屋倒壊等氾濫想定区域※
	河川

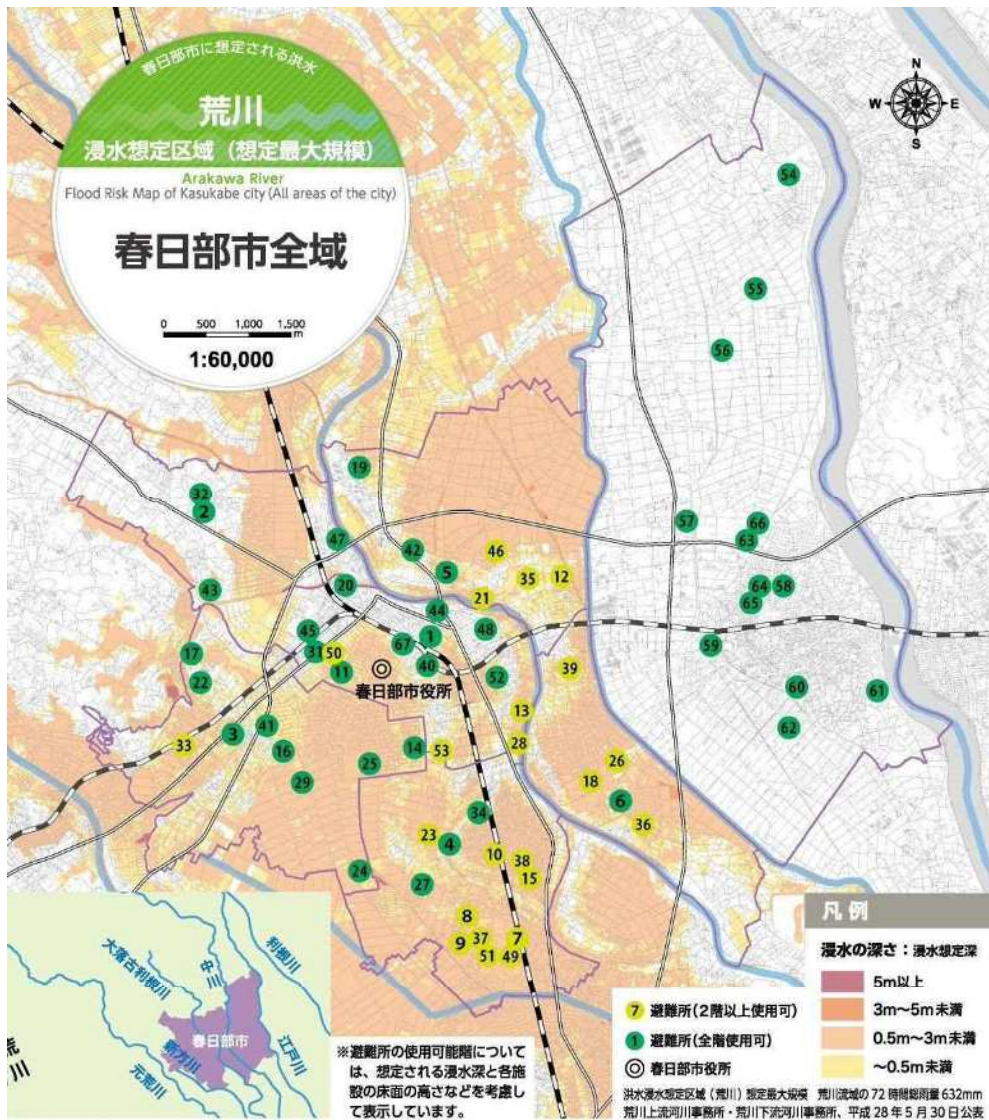
洪水の深さと避難行動は **P09**

浸水の深さ (想定浸水深)	3階以上 集合住宅
5m以上	2階
3m~5m未満	1階
0.5~3m未満	
~0.5m未満	

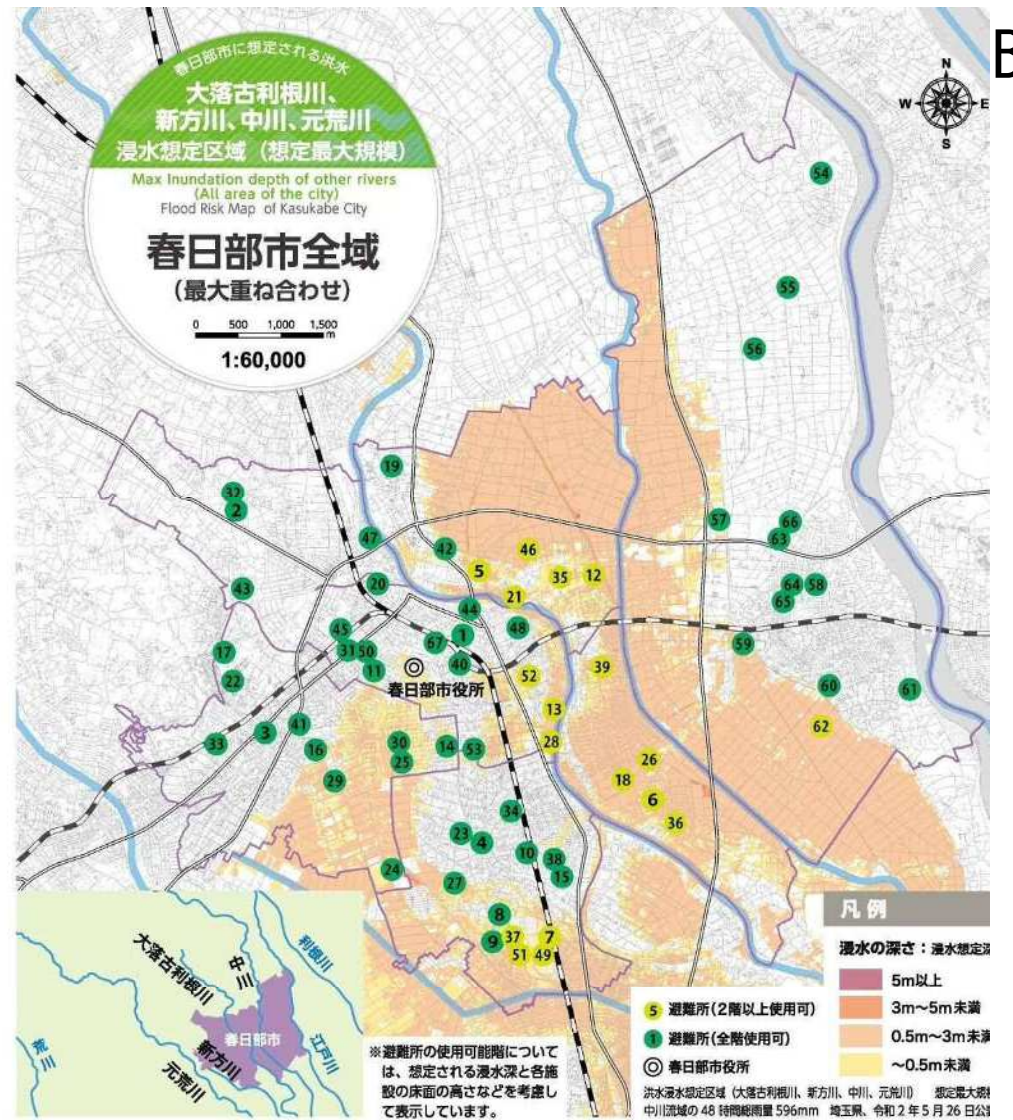
※氾濫により、木造家屋の崩壊などのおそれがある区域です。災害時は市から発表される情報に従って、当該区域から安全な場所に速やかに移動してください。

洪水浸水想定区域 (江戸川) 想定最大規模
 利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量 491mm 江戸川河川事務所、平成 29年 7月 20日公表

図10



A



B

避難所(屋内で一定期間、仮の生活をおくる所)

○:全階使用可 2F:2階以上使用可 ×:使用不可

MAP No.	施設名	住所	荒川	興4河川
1	粕壁小学校	粕壁東3-2-19	○	○
2	内牧小学校	内牧2415-2	○	○
3	豊春小学校	道瀬川戸37-1	○	○
4	武里小学校	備後西5-5-2	○	○
5	幸松小学校	八丁目353-1	○	2F
6	豊野小学校	鏡子口1087	○	2F
7	武里南小学校	大枝89武里団地2-1	○	2F
8	武里西小学校	大堀822-1	2F	○
9	谷中小記念館	大堀656-1	2F	○
10	備後小学校	備後西3-2-1	2F	○
11	八木崎小学校	中央4-1	○	○
12	牛島小学校	牛島1080	2F	2F
13	緑小学校	緑町5-4-1	2F	2F
14	上沖小学校	大沼5-44	○	○
15	正倉小学校	備後東6-2-1	2F	○
16	立野小学校	南中曽根1074	○	○
17	宮川小学校	新方根1090	○	○
18	藤塚小学校	藤塚82-2	2F	2F
19	小淵小学校	小淵905-1	○	○
20	春日部中学校	粕壁4-4-15	○	○
21	東中学校	福郷181-1	2F	2F
22	豊春中学校	南中曽根107-2	○	○
23	武里中学校	薄谷3	2F	○
24	(旧)谷原中学校	谷原新田1507	○	○
25	大沼中学校	大沼6-75	○	○
26	豊野中学校	鏡子口130	2F	2F
27	春日部南中学校	武里中野746	○	○
28	緑中学校	緑町5-9-38	2F	2F
29	大増中学校	上大増新田140	○	○
30	市民武道館	大沼2-107	×	○
31	中央公民館	粕壁6918-1	○	○
32	内牧地区公民館	内牧4398	○	○
33	豊春地区公民館	上郷田101-2	2F	○
34	武里市民センター	備後西1-13-2	○	○
35	幸松地区公民館	牛島667-1	2F	○
36	豊野地区公民館	鏡子口999	2F	2F

※30 市民武道館は、荒川洪水時は使用できません

図 11

○:全階使用可 2F:2階以上使用可 ×:使用不可

MAP No.	施設名	住所	荒川	興4河川
37	武里南地区公民館	大枝89武里団地7-5	2F	2F
38	武里東公民館	備後東7-38-16	2F	○
39	粕壁公民館	藤塚1670-1	2F	2F
40	粕壁南公民館	南1-12-23	○	○
41	豊春第二公民館	豊町5-14-1	○	○
42	幸松第二公民館	小淵73-1	○	○
43	内牧南公民館	内牧1498	○	○
44	市民文化会館	粕壁東2-8-61	○	○
45	県立春日部高等学校	粕壁5539	○	○
46	県立春日部東高等学校	福郷363	2F	2F
47	県立春日部工業高等学校	梅田本町1-1-1	○	○
48	県立春日部女子高等学校	粕壁東6-1-1	○	○
49	武里大枝公民館	大枝89武里団地2-1	2F	2F
50	総合福祉センター	中央2-24-1	2F	○
51	健康福祉センター	大枝89武里団地7-4	2F	2F
52	男女共同参画センター	緑町3-3-17	○	2F
53	大池憩いの家	南5-7-13	2F	○
54	(旧)宝珠花小学校	西宝珠花593	○	○
55	江戸川小学校	上吉妻1	○	○
56	(旧)雷多小学校	神岡872	○	○
57	南桜井小学校	下柳3	○	○
58	桜井小学校	大倉496-1	○	○
59	葛飾中学校	永沼2250-1	○	○
60	川辺小学校	米島756	○	○
61	中野小学校	栗中野654	○	○
62	飯沼中学校	飯沼180	○	2F
63	庄和体育館	金崎616	○	○
64	社会福祉法人 子供の町	西金野井337	○	○
65	正風館	大倉307-1	○	○
66	県立庄和高等学校	金崎583	○	○
67	東部地域福祉ふれあい 横浜施設 (ふれあいキューブ)	南1-1-7	○	○
68	養正沼憩いの家	赤沼475	×	×

※68 養正沼憩いの家は、洪水時は使用できません。

B：大落古利根川、新方川、中川、元荒川【春日部市全域】

図11参照

《地震》

茨城県南部地震 最大震度6強

東京湾北部地震 最大震度6弱

※今後30年以内に70%の確率で発生すると想定されている。

被害想定

建物被害	木造		1,076	棟
	非木造		104	棟
	全建物		1,180	棟
人的被害	死者		54	人
	重傷者		58	人
	軽傷者		603	人
生活支障	避難者（1週間後）		17,919	人
	帰宅困難者	外出先	35,910	人
		市内	19,848	人
ライフライン	上水道 断水人口		132,733	人
	下水道 機能支障人口		69,992	人
	都市ガス 供給停止件数		53,218	件
	電力 停電世帯数（直後）		29,497	世帯
	電話 不通回線数		649	回線

春日部市に想定されている地震

「揺れやすさ」マップ

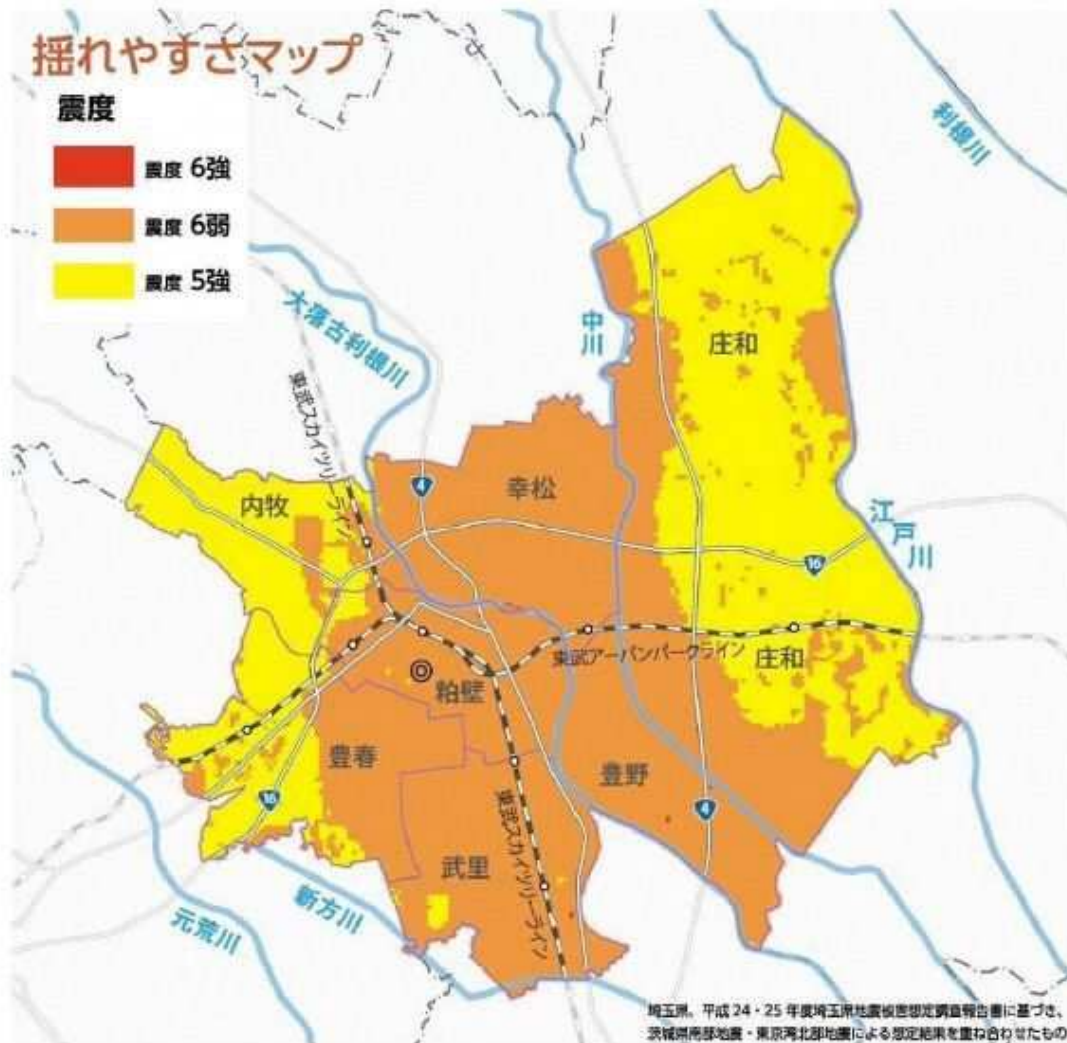
「揺れやすさ」マップとは、地盤の状況と、春日部市が最も影響を受けると想定される2つの地震（茨城県南部地震・東京湾北部地震）が発生した場合、その地域が最大でどのくらい揺れるかを色別で示したものです。下記のマップでは、色が濃いほど大きな揺れとなることを示しています。

ご自身や親戚などが住んでいる地域にどれくらいの震度が想定されているかを確認しておきましょう。

※このマップに示している震度は、あくまで想定であり、地震発生場所や規模によって、このマップより大きな揺れになる可能性があります。

今後30年以内に
70%の確率で発生!

想定地震名	マグニチュード	春日部市の最大震度
茨城県南部地震	7.3	6強
東京湾北部地震	7.3	6弱



出典：春日部市災害ハザードマップ（令和3年3月）

二つの地震の想定震源域

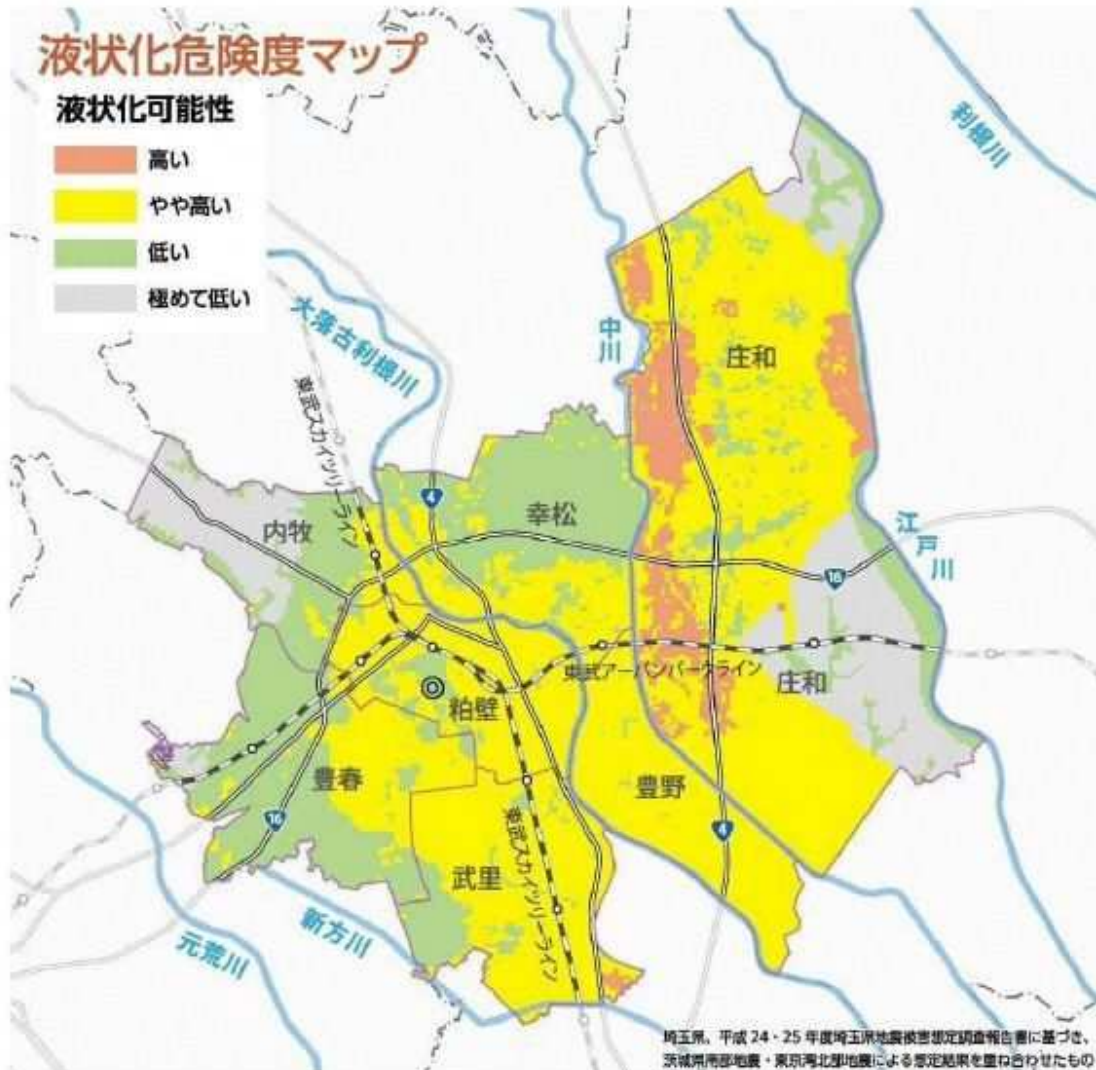


「液状化危険度」マップ

建物・堤防・橋梁(きょうりょう)・ライフライン施設などに影響を及ぼす液状化の可能性の大きさを判定して、地域の液状化の起こりやすさを示したものです。「液状化危険度」は、「揺れやすさ」をもとに、春日部市の詳細な地盤情報を活用して作成しています。

※「液状化」とは？

ゆるく堆積した砂地盤などが地震で激しく振動し、まるで液体のように一時的にやわらかくなることで、建物などを保持する力を失い、大きな被害をもたらす現象です。



《感染症》

新型インフルエンザ等の流行による被害想定

新型インフルエンザ等が流行した際には、全人口の約25%が発症し、医療機関を受診する患者数は、最大で2,500万人になると想定されている。また、過去に流行したアジア・インフルエンザやスペイン・インフルエンザのデータに基づき推計すると、入院患者は53万人～200万人、死亡者は17万人～64万人となる。また、地域差や業態による差があるものの、従業員本人や家族の発症等により、従業員の最大40%程度が欠勤することも想定される。しかし、これらはあくまでも過去の流行状況に基づいて推計されたものであり、今後発生すると考えられている新型インフルエンザが、どの程度の病原性や感染力を持つかどうかは不明である。人口密度の高い地域においては、より多くの人々が感染する可能性もあり、地域差も出ると考えられている。流行による社会への一般的な影響は次のものが想定される。

- ・膨大な数の患者と死者・社会不安による治安の悪化やパニック
- ・医療従事者の感染による医療サービスの低下
- ・食料品・生活必需品等、公共サービス（交通・通信・電気・食料・水道など）の提供に従事する人の感染による物資の不足やサービスの停止
- ・行政サービスの水準低下（行政手続の遅延等）
- ・日常生活の制限　・事業活動の制限や事業者の倒産　・莫大な経済的損失

我が国の現行の新型インフルエンザの被害想定

（新型インフルエンザ等対策政府行動計画）

科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定した。

被害想定		09年パンデミック (日本)(※6)
罹患者	全人口の最大25%(約3,200万人)(※1) 流行期間(約8週間)にピークを作り順次罹患	約2,000万人
医療機関 受診者	約1,300万人～約2,500万人(※2)	約2,000万人 (ただし季節性インフルエンザ患者を含む)
致命率 (人口100人対)	0.53%(中等度)(※3) 2.0%(重度)(※4)	0.00016(人口100人対) 0.16(人口10万対)
入院 患者	約53万人(中等度)(※3) 約200万人(重度)(※4) 最大入院患者:10.1万人/日 最大入院患者:39.9万人/日	約1.8万人
死亡者	約17万人(中等度)(※3) 約64万人(重度)(※4)	203人
欠勤	従業員の最大5%程度(ピーク時約2週間)(※5) ※ピーク時に家族の世話や看護などのため出勤が困難となる者は、従業員の最大40%程度	

参考: ※1 The 7th European meeting of Influenza and its Prevention, 1993

※2 米国CDCモデルFlu Aid 2.0

※3 米国CDCモデルFlu Aid 2.0、アジアインフルエンザ(1957-58)並の疫学的に中等度のシナリオを想定

※4 米国CDCモデルFlu Aid 2.0、スペインインフルエンザ(1918-19)並の疫学的に重度のシナリオを想定

※5 米国・カナダの行動計画においてピークは2週間としていることを参考とした

※6 感染症発生動向調査、厚生労働省

3

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進室 (資料)

～新型インフルエンザ等発生時の被害想定～

	埼玉県		全国	
医療機関を受診する患者数	約 75 万人～約 140 万人		約1,300万人～約2,500万人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度
	約 3 万人	約 11 万人	約53万人	約 200 万人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度
	約 9,500 人	約 36,000 人	約 17 万人	約 64 万人

埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画（資料）

(2) 商工業者の状況

○業種別の事業所数・小規模事業者数（当市全体）

事業者数・小規模事業者数をみる。

経済センサスより、当市全体の産業別の事業所数、従業員数をみると、次表のようになる。

	建設	製造	運輸等	卸売・小売	宿泊・飲食	医療・福祉	他サービス	分類不可	合計
平成24年									
事業所数	750	647	136	1,839	943	490	2,692	21	7,518
従業員数	3,966	8,786	3,760	14,775	6,552	8,929	15,097	506	62,371
事業所数(小規模事業者)	728	565	88	1,217	654	221	2,136	1	5,610
従業員数(小規模事業者)	3,232	2,938	685	3,064	1,542	618	4,581	3	16,663
平成28年									
事業所数	690	615	144	1,854	971	615	2,598	21	7,508
従業員数	3,735	7,952	4,056	16,461	7,276	11,366	15,017	239	66,102
事業所数(小規模事業者)	664	537	88	1,154	646	265	2,030	3	5,387
従業員数(小規模事業者)	2,936	2,652	697	2,967	1,504	687	4,236	12	15,691
増減(平成28年-平成24年)									
事業所数	△ 60	△ 32	8	15	28	125	△ 94	0	△ 10
従業員数	△ 231	△ 834	296	1,686	724	2,437	△ 80	△ 267	3,731
事業所数(小規模事業者)	△ 64	△ 28	0	△ 63	△ 8	44	△ 106	2	△ 223
従業員数(小規模事業者)	△ 296	△ 286	12	△ 97	△ 38	69	△ 345	9	△ 972

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査結果」

○業種別の事業者数・小規模事業者数（春日部商工会議所・庄和商工会管轄エリア）

産業別の当市の事業所数割合をみると、建設業 9.2%、製造業 8.2%、卸売・小売業 24.7%、サービス業 34.6%である（平成 28 年経済センサス）。

事業所数(小規模事業者)は平成 24 年が 5,610 社、平成 28 年が 5,387 社となっており 4 年間で 4.0%減少している。産業別の減少率をみると、建設業が 8.8%、製造業が 5.0%、卸売・小売業が 5.2%、宿泊・飲食業が 1.2%となっており、建設業の減少率が高いことがわかる。一方、医療・福祉では小規模事業者数が 19.9%増加している。

(3) これまでの取り組み

1) 春日部市の取り組み

- 春日部市災害ハザードマップの作成
- 春日部市自主防災組織の立上げ
- 防災士の育成
- 災害用物資の備蓄
- 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- 安心安全情報メールの配信
 - ・子育て情報
 - ・市役所の業務に関する情報
 - ・イベント・セミナー情報
 - ・気象庁による注意報
 - ・気象庁による警報・特別警報
 - ・地震震度情報(震度4以上)
 - ・振り込め詐欺情報
 - ・不審者情報
 - ・行方不明者情報
 - ・市内の火災情報
 - ・国民保護情報(大規模テロ、ミサイルなど)

○春日部市地域防災計画の策定

春日部市地域防災計画は、平成23年3月の東日本大震災を教訓として平成25年2月に全面的な改定を行った。

平成27年2月に、法令の一部改正や埼玉県地域防災計画の見直しなどを受けて部分的な見直しを行い、令和2年2月に、法令の一部改正や、基準・ガイドラインの見直し、市の組織改編などの部分的な改定を行った。

令和6年2月に、法令の一部改正や国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画の見直しなどを受け、全面的な改定を行った。

2) 春日部商工会議所の取り組み

- 市内小規模事業者に対するBCP計画策定支援
- BCP計画策定セミナーの開催
- 埼玉県火災共済協同組合・損害保険会社(会員事業所)による総合火災保険制度の周知と加入促進
- 日本商工会議所が運営するビジネス総合保険等の周知および加入促進
- 災害に絡む融資制度の相談窓口の設置と斡旋

3) 庄和商工会の取り組み

- 市内小規模事業者に対するBCP計画策定支援
- BCP計画策定セミナーの開催
- 埼玉県火災共済協同組合・損害保険会社(会員事業所)による総合火災保険制度の周知と加入促進
- 全国商工会連合会が運営するビジネス総合保険等の周知および加入促進
- 災害に絡む融資制度の相談窓口の設置と斡旋

II 課題

現状、春日部商工会議所・庄和商工会と春日部市の緊急時の具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。また、緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分におらず、損害保険・災害共済に対する的確なアドバイスを行える経営指導員等の職員が不足しているのが実態である。

春日部商工会議所・庄和商工会の事業継続の体制が整っていないため、自然災害や、新たな脅威となっている新型コロナウイルス等感染症に対応しうる組織体制を構築するために、事業継続力強化計画の策定が重要となる。

これにあたり平常時・災害発生時における以下の取組が必要と思われる。春日部商工会議所・庄和商工会や管内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次の通りである。

(1) 事業者の取組状況に関すること

- a. 小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- b. 防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

(2) 商工会議所・商工会の支援体制に関すること

- a. 事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- b. 職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- c. 職員間で情報共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

(3) 外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- a. 被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当所・当会と春日部市の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制等の構築が必要である。
- b. 災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

(4) 感染症対策に関すること

管内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

(平常時の対応)

- ・避難所と避難場所の確保
- ・防災マップの作成
- ・定期的な防災会議
- ・災害用物資の備蓄

(災害発生時の対応)

- ・役職員および家族の安否確認
- ・災害対応体制の実効性の確保
- ・情報の収集、発信と広報の円滑化
- ・事務所の被害状況確認と二次災害防止
- ・避難対策
- ・避難所等における生活環境の確保
- ・応援受入れ態勢の確保

- ・会員（事業者）の被害状況の確認と支援体制
- ・災害救助法の適用

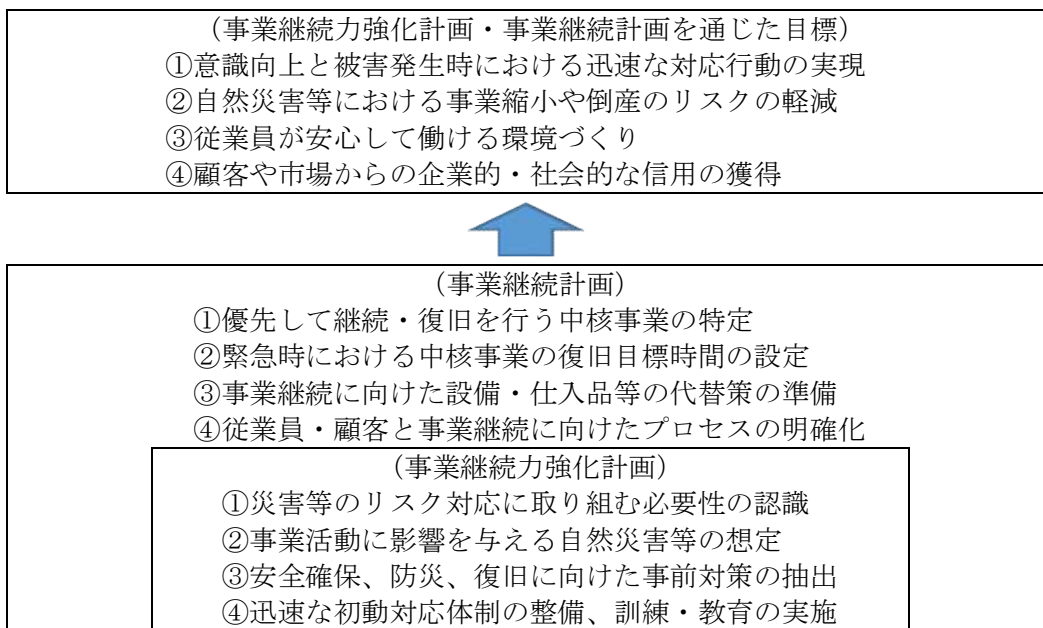
Ⅲ 目標

目標は次の4項目とする。

春日部市地域防災計画を踏まえた当所・当会の事業継続力強化支援計画を策定し、3者が一体となり、管内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

(1) 事業継続力強化面での目標

- 管内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定の必要性を周知する。
- 管内事業者に対し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- BCPの策定支援を行った管内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画のPDCAサイクルを回す。



(2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

- 災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、春日部商工会議所・庄和商工会と春日部市との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
- 災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) 当所・当会における支援体制面での目標

- a. 各種研修会に当所・当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- b. 当所・当会策定の「事業継続計画（BCP）」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。
- c. 当所・当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

2. 業継続力強化支援事業の内容及び実施期間【別表1】

(1) 継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・春日部商工会議所・庄和商工会と春日部市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する自然災害リスクの周知及び新型コロナウイルス等感染症リスクの周知

- a. 巡回指導の際、春日部市災害ハザードマップを用いて、事業所立地場所の自然災害等へのリスクおよびそのリスクをどのように軽減するか取組や対策について説明する。
- b. 国の自然災害リスク等の周知や対策についての施策紹介を春日部市広報、春日部商工会議所広報誌、庄和商工会広報誌、ホームページ等を通じて情報提供を行う。
- c. 他の地域の小規模事業者にて策定された事業継続力強化支援計画の紹介を行う。
- d. 事業継続力強化支援計画に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、当所、当会にて業務提携を行っている損害保険会社の紹介を実施する。
- e. 新型コロナウイルス等感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- f. 事業者へ災害発生時に備え、日頃よりマスクや消毒薬等の一定量の備蓄を行う。
また、オフィス・作業場内の換気設備の設置、ITやテレワークを行える環境を整備するための情報や支援策の紹介を行う。

2) 春日部商工会議所及び庄和商工会の事業継続力強化支援計画の策定

- a. 春日部商工会議所と庄和商工会は当所、当会の機能を維持するために令和6年度中に事業継続力強化支援計画を策定する。
- b. 当所、当会として優先する業務の特定を行う。
- c. 初動対応時に必要な避難訓練の定期開催や職員の安否確認方法の確立。
- d. 春日部市・埼玉県商工会議所連合会・埼玉県商工会連合会と連携した連絡体制の強化。
- e. 事務所と職員の住所との距離を明確に把握し、公共交通機関を利用せずに当所、当会に参集できる職員名簿を作成する。

【新型コロナウイルス等感染症関連】

- a. 当所、当会として優先する業務の特定

- b. 来訪者の管理を徹底する（マスク着用・検温・場合によっては来所記録簿の作成）
- c. 事務所内にウイルスを持ち込まない環境作り
- d. 体調不良の職員を出勤させない体制づくり
- e. 家族等に陽性者が出た場合の出勤体制づくり
- f. オンライン会議やテレワークの環境作り
- g. 職員に陽性者が出た場合の職務分掌（職場体制）の作成
- h. 職場内のレイアウトの見直し（ソーシャルディスタンスの確保）

3) 関係団体との連携

- a. 当所、当会と業務提携を結んでいる損害保険会社や埼玉県火災共済協同組合との保険契約についての連携
- b. 当所、当会と業務提携を結んでいる損害保険会社による事業継続力強化支援計画や事業継続計画（BCP）策定に関するセミナーや相談会の実施
- c. 小規模事業者に対し、事業継続力強化支援計画や事業継続計画（BCP）を策定する際の専門家の派遣や個別相談会の実施
- d. 制度等の普及に伴うポスターの掲示や講演会（セミナー）開催時には共催（後援）事業として支援を行う。

4) フォローアップ

- a. 小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認
- b. 事業継続力強化支援計画や事業継続計画（BCP）を策定していない小規模事業者に対し円滑に計画策定が出来るよう専門家等を派遣する。
- c. 当所、当会の会員企業の損害保険会社と連携し、フォローアップセミナーを開催する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- a. 自然災害（地震・台風等）が発生したと仮定し、春日部市との連携ルートの確認を行う。
- b. 避難訓練・職員の安否確認、災害発生時の小規模事業者（当所、当会会員）の被害状況を把握するための連絡ルートを構築する（支部役員）。
- c. 新型コロナウイルス等感染症の影響による職員の減少を想定した職務体制を構築する。

< 2. 発災後の対策 >

1) 応急対策の実施可否の確認

- a. 発災後3時間以内に職員の安否確認を行う【SNSを利用した安否確認】
- b. 発災後の春日部市内の被害状況（家屋被害・道路状況・ライフライン状況等）を把握し、3者で情報を共有する。
- c. 新型コロナウイルス等感染症の感染者が発生した場合については、職員の体調確認を行うとともに体調のすぐれない職員や家族内に陽性者が発生した場合は、出社を控え様子を見る。
- d. 新型コロナウイルス等感染症の感染者が発生した場合は、事務所内にウイルスを持ち込まないような環境を整備する。
- e. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、春日部市と連携しながら感染症対策を講じる。

2) 応急対策の方針決定

- a. 春日部商工会議所・庄和商工会と春日部市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- b. 自然災害等による発災時には、人命救助を第一に考え、来所者の安全なエリアへのスムーズ

な誘導とけが人の応急処置を行う。

c. 職員全員が被災したことにより応急対策が出来ない場合の役割を決めておく。

【春日部商工会議所職員の居住地一覧】

	春日部市	さいたま市	加須市	久喜市	越谷市	行田市	川口市	県外	合計
職員数	7名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	2名	15名
通勤手段	自転車・車	列車	列車	列車	列車	列車	列車	列車	—
所用時間	20分	60分	60分	50分	40分	90分	40分	40分	—

【庄和商工会職員の居住地一覧】

	春日部市	さいたま市	上尾市	加須市	川口市	合計
職員数	3名	2名	1名	1名	1名	8名
通勤手段	車	列車	列車	列車	車	—
所用時間	20分	60分	60分	40分	60分	—

被害規模の目安

大規模な被害がある	①地区内において10%程度の事業所で「屋根が飛ぶ」「瓦が落ちる」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ②地区内において1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ③被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認が出来ない。
被害がある	①地区内において1%程度の事業所で「屋根が飛ぶ」「瓦が落ちる」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ②地区内において0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	①目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

本計画により春日部商工会議所・庄和商工会と春日部市は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

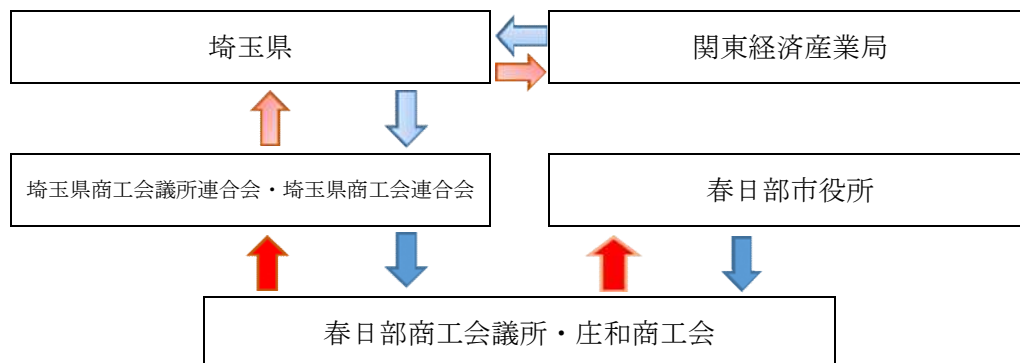
発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

事態の状況を確認しながら、管内小規模事業者における経営状態や感染防止対策等の状況を確認するとともに、それらに対する課題（改善に向けた要望等）を把握する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- 1) 自然災害発生時（新型コロナウイルス等感染症においては感染拡大時）に管内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う事が出来る仕組みの構築。春日部商工会議所は【会頭、副会頭（3名）、専務理事（1名）、監事（3名）、1号議員（67名）、2号議員（46名）、3号議員（19名）議員のうち常議員（44名）】の体制となっており、この中で1号議員は各地域に配置されている。庄和商工会は【会長、副会長（2名）、監事（2名）、理事（20名）】の体制となっている。ともにメール等による定期的な連絡手段を有している。
- 2) 二次被害を防止するために、被災地域での活動方法について取り決めを行う。
- 3) 春日部商工会議所・庄和商工会と春日部市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について予め確認しておく。
- 4) 春日部商工会議所・庄和商工会と春日部市が共有した情報を埼玉県指定の方法により埼玉県へ報告する。

【連絡体制図】



< 4. 応急対策時の管内小規模事業者に対する支援 >

- 1) 相談窓口の開設方法について、春日部市と協議する。
- 2) 国や埼玉県より依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- 3) 安全性が確保された場所において相談窓口を設置する。
- 4) 管内の小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
(春日部商工会議所の支部会組織等を活用)
- 5) 応急時に有効な被災事業者施策（国・埼玉県・春日部市）について、管内小規模事業者等へ周知する。
- 6) 当所・当会において備蓄している備品等について、被災により困っている小規模事業者に貸し出しを行う。

< 5. 管内小規模事業者に対する復興支援 >

- 1) 埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災した小規模事業者に対し支援を行う。
- 2) 被害規模が大きく、春日部商工会議所・庄和商工会・春日部市の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣の要請等を埼玉県や埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会と協議する。

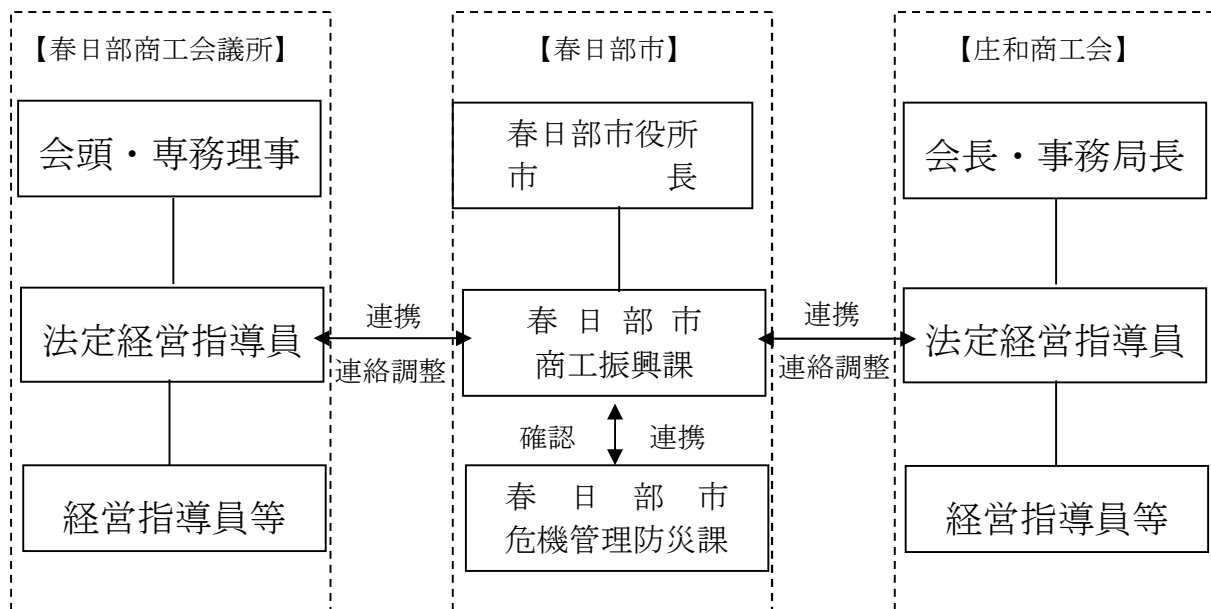
- 3) 自然災害や新型コロナウイルス等感染症からの復旧を図るための資金調達等の経営相談について、法定経営指導員等が対応する。
- 4) 行政等からの救援物資・復旧資材や復興工事等の要請に対しては、可能な限り該当する事業者リスト等を提供し、地域全体の復旧に対応する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

3. 事業継続力強化支援事業の実施体制【別表2】

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

1) 当該経営指導員の氏名、連絡先〔連絡先は後述(3)①参照〕

<春日部商工会議所>

経営指導員（法定経営指導員） 小柳保大
岡田英士

<庄和商工会>

経営指導員（法定経営指導員） 岡安佑磨

2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会議所／商工会、関係市町村連絡先

① 商工会議所/商工会

春日部商工会議所

〒344-0062 春日部市粕壁東 2-2-29

TEL 048-763-1122

FAX 048-763-1127

E-Mail info@kasukabe-cci.or.jp

庄和商工会

〒344-0112 春日部市西金野井 260-7

TEL 048-746-0611

FAX 048-746-2515

E-Mail syowa@bc.wakwak.com

② 関係市町村

春日部市役所 環境経済部 商工振興課

〒344-0067 春日部市中央 7-2-1

TEL 048-736-1111

FAX 048-737-3683

E-Mail shokou@city.kasukabe.lg.jp

4. 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法【別表3】

必要な資金の額

春日部商工会議所

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
① 専門家派遣費	200	200	200	200	200
② セミナー開催費	100	100	100	100	100
③ チラシ作成費	50	50	50	50	50
④ 諸会議開催費	30	30	30	30	30
⑤ 消耗品費	20	20	20	20	20

庄和商工会

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
① 専門家派遣費	100	100	100	100	200
② セミナー開催費	50	50	50	50	100
③ チラシ作成費	50	50	50	50	50
④ 諸会議開催費	20	20	20	20	30
⑤ 消耗品費	30	30	30	30	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

・ 会費収入、事業収入、春日部市補助金、埼玉県補助金、参加者負担金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して事業を実施する者はありません。
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等